

改正案	現行
<p>(禁止行為)</p> <p>第二十一条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第十号(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、証券業務に関する次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 法第六十六条第二項第一号イに規定する募集(上場会社等(法第六十三条第一項に規定する上場会社等をいう。以下この号において同じ。)の発行する有価証券に係るものに限る。)について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める措置を講ずることなく、当該調査の対象者(以下この号において「調査対象者」という。)又は第三者が委託若しくは当該募集に係る法人関係情報の提供を受けて当該調査を行う場合における当該第三者に対し、当該募集に係る法人関係情報を提供する行為</p> <p>イ 登録金融機関が自ら当該調査を行う場合 次に掲げる措置</p> <p>(1) 法令遵守管理(登録金融機関の業務が法令、法令に基づく</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第二十一条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第十号(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、証券業務に関する次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>(新設)</p>

行政官庁の処分又は証券業協会若しくは証券取引所の定款その他の規則（以下(1)において「法令等」という。）に適合するかどうかを判断すること及び当該法令等を役職員に遵守させることをいう。ロ(1)において同じ。）に関する業務を行う部門から、当該調査を行うこと、調査対象者並びに調査対象者に提供される法人関係情報の内容並びにその提供の時期及び方法が適切であることについて、あらかじめ承認を受けていること。

(2) 当該法人関係情報を調査対象者以外の者に提供しないこと、及び当該法人関係情報若しくは当該募集を行うことが公表され、又は登録金融機関から当該調査の結果として当該募集を行わないこととなったことを通知されるまでの間に当該上場会社等の法第六十三条第一項に規定する特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行わないことについて、あらかじめ調査対象者に約させていること。

(3) その登録金融機関における当該調査に係る事務の責任ある担当者及び当該調査に係る事務を実際に担当した者の氏名、調査対象者の氏名又は名称及び住所並びに調査対象者に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法を記載した書面を作成し、その作成の後五年間これを保存するた
めに必要な措置を講じていること。

□ 第三者が委託又は当該募集に係る法人関係情報の提供を受けて当該調査を行う場合 次に掲げる措置

(1) 法令遵守管理に関する業務を行う部門から、当該調査を行うこと、当該第三者、調査対象者並びに当該第三者及び調査対象者に提供される法人関係情報の内容並びにその提供の時期及び方法が適切であることについて、あらかじめ承認を受けていること。

(2) 当該法人関係情報を調査対象者以外の者に提供しないこと、及び当該法人関係情報若しくは当該募集を行うことが公表され、又は登録金融機関から当該調査の結果として当該募集を行わないこととなったことを通知されるまでの間に当該上場会社等の法第六十三条第一項に規定する特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行わないことについて、あらかじめ当該第三者に約させていること。

(3) その登録金融機関における当該調査に係る事務の責任ある担当者及び当該第三者に対する当該委託又は法人関係情報の提供に係る事務を実際に担当した者の氏名、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに当該第三者に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法を記載した書面を作成し、その作成の後五年間これを保存するために必要な措置を講じていること。

(4) 当該第三者がイ(2)及び(3)に掲げる措置に相当する措置を講ずることなく当該調査を行うことを防止するために必要な措置を講じていること。